

子育てあんしん課からのお知らせ

1 入園後に必要な手続きについて

入園後に、就労状況や家庭状況、市町村民税額等に変更があった場合は届出が必要です。

- 届出に必要な書類は、認定区分（1号～3号）や届出事由によって異なりますので、下表を御確認ください。
- 提出書類の様式は保育施設にありますので、速やかに保育施設又は子育てあんしん課に提出してください。
（他市町村の保育施設に入園している方は、書類の提出先やお問い合わせ先は子育てあんしん課です。）
- 提出書類の内容と実態が異なることが判明した場合は、保育施設に継続して入園することができなくなる場合がありますので、御注意ください。

届出事由	提出書類	確認事項
退職 (2・3号認定のみ)	●認定変更申請書兼 変更届	退職日について ※退職後、求職活動をする場合は保育必要量が標準時間→短時間へ変更となります。
就職・転職 (2・3号認定のみ)	●認定変更申請書兼 変更届 ●就労証明書	就職する方は就職日と就職先について、転職する方は前職の退職日と就職日、就職先について (就労証明書の提出が後日となる場合は、就労時間も記載してください。) ※保育できない状況や保育必要量（標準時間または短時間）の変更の有無を確認します。就職月の労働時間が48時間未満の場合、その月までは求職活動月になります。
出産予定 (2・3号認定のみ)	●認定変更申請書兼 変更届 ●母子手帳の写し	出産予定日や出産後の育児休業の取得予定について ※産前休暇前に変更届及び母子手帳（表紙及び予定日記載ページ）の写しを提出してください。
出産後 (2・3号認定のみ)	●認定変更申請書兼 変更届 ●就労証明書	お生まれになったお子様のお名前と誕生日、復職予定について ※産前・産後休暇後すぐに復職する方は、産前・産後休暇期間が記載された就労証明書を提出してください。 ※育児休業を取得する方は、育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。なお、既に在園してる保育施設に限り、育児休業対象のお子様の1歳の誕生日の前日までは育児休業中も継続して保育施設を御利用いただけます。（1歳の誕生日以前に復職しない場合は、1歳に達した月の月末までの入所となります。）
疾病 (2・3号認定のみ)	●認定変更申請書兼 変更届 ●診断書等	保育できない状況や治療見込期間について ※診断書は、市の定める様式で提出してください。 ※疾病により退職しその後復職する場合は、別途就労証明書（病休期間の記載があるもの）を提出してください。
婚姻	●認定変更申請書兼 変更届 ●就労証明書、診断書 等	保護者（扶養義務者）や世帯構成の変更状況について ※新たに保護者となる方は、保育を必要とする理由の証明書類の提出が必要です。 ※新たに保護者となった方の市（区町村）民税額が確認できない場合は、別途、必要な書類の提出についてお願いする場合があります。
離婚	●認定変更申請書兼 変更届	保護者（扶養義務者）や世帯構成の変更状況について ※保護者が変更になる場合は、保育料振替口座の解約及び新規申込みが必要です。 ※離婚前提別居となった場合は、子育てあんしん課へ御連絡ください。
市内転居	●認定変更申請書兼 変更届	転居日及び住所について ※転居により同居家族が変更になった場合は、新しい世帯構成員の記載も必要です。
市外転出	●退園届	退園日等について ※市外転出後も入園中の保育施設の継続利用を希望する場合は、改めて転出先の市区町村で入園申込み手続きをしていただく必要があります。手続きについては、事前に転出先の市区町村に確認してください。
保育必要量 の変更 (2・3号認定のみ)	●認定変更申請書兼 変更届	就労時間の変更等 ※保育必要量（標準時間または短時間）の変更を希望する場合は、変更事由を記載してください。提出いただいた月の翌月から変更します。
市(区町村)民 税額の変更	●変更後の税額通知 書等	変更後の税額について ※保育料や副食費免除区分について変更が生じた場合は改めて通知します。

2 求職活動中の方へ（2・3号認定のみ）

求職活動期間は1ヶ月を単位とし、単年度内3ヶ月までです。毎月「求職活動報告書」を保育施設へ提出してください。

求職活動期間内に就労が決定しない場合は、退園となります。

就労が決定した場合は、上記のとおり速やかに保育施設又は子育てあんしん課に届出をしてください。

なお、3月が求職期間3ヶ月目に該当する場合は、翌年度4月から就労が決定していなければ継続して入園することはできません。